

# 徳島県建設業BCP認定実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、徳島県が建設企業における災害時の事業継続計画（以下「建設業BCP」という。）の認定に関する必要な事項を定め、その適切な運用と普及を図ることで、建設業BCPの策定を促進し、建設企業の事業継続力及び地域の防災力の向上に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号によるものとする。

- 一 「審査要領」とは、徳島県が作成する「徳島県建設業BCP認定審査要領」をいう。
- 二 「審査」とは、申請された建設業BCPについて、審査基準に適合しているか否かについて審議することをいう。
- 三 「認定」とは、審査の結果、審査基準に適合していると「徳島県建設業BCP審査会」（以下「審査会」という。）が認めることをいう。
- 四 「新設合併」とは、二以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継させることをいう。
- 五 「吸収合併」とは、会社が他の会社とする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させることをいう。
- 六 「事業譲渡」とは、会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡することをいう。

## (審査会の設置)

第3条 建設業BCPの認定に関する事項を審議するため、審査会を設置するものとする。

## (審査会の組織)

第4条 審査会は、委員6人以内で組織する。

- 2 審査会は、会長、会長代理、各委員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てるものとする。
  - 一 会長は、委員がこれを互選するものとする。
  - 二 会長代理は、委員の中から会長が指名するものとする。
  - 三 会長は、審査会を総理し、審査会の事務を統括するものとする。
  - 四 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理するものとする。
- 3 委員は、学識委員と行政委員をもって構成し、学識委員は知事が委嘱し、行政委員は別表1のとおりとする。
- 4 前項第一号に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 5 前項の委員は再任されることができる。
- 6 審査会の事務局（以下「事務局」という。）は、徳島県県土整備部建設管理課及び公益財団法人徳島県建設技術センターに置くものとする。

## (審査会の開催)

第5条 審査会は、事務局の審査結果をもとに、認定の可否を判定するものとする。

- 2 審査会は、会長の招集により必要に応じて適宜開催する。
- 3 審査会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(認定証等の交付)

第6条 審査会において認定の判定を受けた建設企業に対し、知事から認定証を交付するものとする。

2 認定証の有効期間は、認定日から、新規認定は2年後の月末日、継続更新認定は3年後の月末日とする。

ただし、建設企業が非申請もしくは非認定後、再度申請する場合は、事業継続計画に則り少なくとも直近1年間の課題改善や訓練の実施を必要とするものとし、認定証の有効期間は、認定日から1年後の月末日とする。

3 国土交通省四国地方整備局が事務局である四国建設業BCP等審査会で認定された建設企業は、四国建設業BCP等審査会の認定証の有効期間内において、本要綱に基づく審査要件を満たし、認定された建設企業とみなすものとする。

4 審査会において認定されなかった建設企業に対しては、非認定通知書を交付するものとする。なお、認定証の有効期間内であっても継続更新が認められなかった場合は非認定通知書の交付日をもって、失効します。

(不適合通知)

第7条 申請において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、事務局において事実関係を確認し、審査会に諮ったうえで不適合通知書を交付するものとする。

2 前項の交付を受けた建設企業からの再申請については、不適合通知書を交付をした日から1年間にわたり受け付けないものとする。

(認定の取消し)

第8条 認定証の交付を受けている建設企業が次の各号に該当する場合は、適宜審査会に諮ったうえで認定取消し通知書を交付するものとする。

一 認定後において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合。

二 認定証の交付を受けている建設企業が新設合併した場合。

三 認定証の交付を受けている建設企業が建設工事の種類の土木一式工事を事業譲渡した場合。

四 その他認定の取消しが必要と認められる場合。

2 前項第一号及び第四号に該当する場合で、認定取消し通知書の交付を受けた建設企業からの再申請については、認定取消し通知書を交付した日から1年間にわたり受け付けないものとする。

(吸収合併又は事業譲渡等による認定の継続)

第9条 認定証の交付を受けている建設企業による吸収合併又は事業譲渡等が次の各号に該当する場合は、適宜審査会に諮ったうえで認定の継続を認めるものとする。

一 認定証の交付を受けている建設企業が吸収合併の存続会社となった場合。

二 認定証の交付を受けている建設企業が事業譲渡を受けた場合。

三 その他認定の継続が必要と認められる場合。

2 前項に該当する建設企業に対して事務局は、速やかに審査要領に基づく継続更新の申請を行うよう通知するものとする。なお、申請期限までに手続きが行われない場合は、審査会の承認を受けて認定取消し通知書を交付するものとする。

(守秘義務)

第10条 審査会委員、事務局員等は、知り得た個人情報や企業情報等について関連法令を遵守し適切に対応するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会等の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は平成24年6月21日から適用する。

この要綱は平成25年6月1日から適用する。

この要綱は平成29年4月1日から適用する。

この要綱は平成30年8月31日から適用する。

別紙1 (行政委員)

徳島県県土整備部副部長

徳島県県土整備部建設管理課長

徳島県県土整備部砂防防災課長